

次のとおり公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、公告します。

令和 8 年 1 月 5 日

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット幹事 小俣 滋

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」開催等業務

(2) 業務目的

本業務は、日本創生のための将来世代応援知事同盟（以下「同盟」という。）が「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」の開催を通じて、少子化対策をはじめとした女性や若者の希望がかなう環境づくりについて意見交換等をすることにより、将来世代を社会全体で応援する機運を高めることを目的とする。

(3) 委託業務内容

(1) 本業務全般を推進するにあたっての運営管理

(2) 「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」（初日の会議）の企画・運営・管理

(3) 参加者等の送迎手配

(4) 記念撮影（於アルソア女神の森ほか）の実施

(4) 成果品

- ・実績報告書 1 部
- ・インターネット用動画ファイル一式
- ・その他同盟と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

※ 紙媒体 1 部（A4 判、カラー）および電子媒体一式を DVD 等にて同盟が指定する日

までに納品すること

(5) 委託限度額

4,950 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(6) 業務の仕様等

「『日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし』開催等業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に示すところによる。

(7) 委託業務実施期間

契約締結の日から令和 8 年 7 月 31 日

(8) 担当部局

山梨県高度政策推進局政策調整グループ

2 参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有すること。

- (2) 山梨県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、同盟の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和 3 年山梨県告示第 67 号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であり、かつ、その住所が山梨県内であること。
- (5) この企画提案募集開始の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 山梨県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 国税又は地方税を滞納していないものであること。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (11) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 手続き等

(1) 担当課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号

山梨県高度政策推進局政策調整グループ

TEL 055-223-1553

FAX 055-223-1776

E-mail seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 説明会

本プロポーザルの実施に係る説明会は実施しない。

(3) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならぬ。

ア 提出書類

- ・【様式 2-1】参加資格確認申請書
- ・【様式 2-2】誓約書
- ・【様式 3】会社概要および過去 3 年間の類似事業の主な受託事業実績

イ 提出期限

令和 8 年 1 月 22 日(木)午後 5 時まで

ウ 提出先

山梨県高度政策推進局政策調整グループ(連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)

エ 提出方法

上記「ア 提出書類」に記入の上、必要に応じて PDF に変換し、原則、電子メールにより提出すること。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和 8 年 1 月 26 日(月)までに電子メールにより通知する。

カ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(4)企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出書類

資料 3 「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限

令和 8 年 2 月 4 日(水)〔必着〕

ウ 提出先

山梨県高度政策推進局政策調整グループ(住所等は上記「(1) 担当課」を参照)

エ 提出方法

- ・ 持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒の表面に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

オ 留意事項

- ・ 提案は 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。
- ・ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回または再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「1(5) 委託限度額」を超えないものとする。

(5)質問

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間

令和 8 年 1 月 13 日(火)午後 5 時まで

イ 受付場所

山梨県高度政策推進局政策調整グループ(連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)

ウ 提出方法

【様式 1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールより提出すること。

エ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、
令和8年1月15日(木)までに電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。

4 契約方法等

次の手順による。

(1)提出された企画内容について、非公開で企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは令和8年2月5日(木)に山梨県庁にて実施予定で、時間、場所は別途通知する(場合によりオンラインによるプレゼンテーションを実施する。)。

(2)同盟は企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。

評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

- ① 本業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解した提案内容であるか。
- ② 業務目的を達成するための具体的な手法及び効果が期待できる内容となっているか。
- ③ 同盟の趣旨や山梨県らしさのあるものとなっているか
- ④ 業務を円滑に遂行できる人員体制となっているか
- ⑤ 提案内容を実現するための経費が盛り込まれており妥当な金額か

(3)審査結果は、採用・不採用いずれの場合も企画提案者に通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4)契約予定者は、同盟が指定する期日までに正式な見積書を提出する。

(5)見積書の内容を精査の上、同盟と契約者とで随意契約により契約を締結する。

契約予定者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議する。

5 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

6 その他の留意事項

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合はプロポーザルに参加できない。

(3)提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(4)企画提案書の作成及び提出に係る経費は企画提案者の負担とする。

(5)業務の実施に当たって必要な打ち合わせに係る経費や郵送費、報告書の作成等に係る経費等は

契約金額に含まれることとし、経費見積内訳書にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。

(6)提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(7)適当な企画提案がない場合は、中止又はその他の方法によることがある。

(8)契約締結後、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること。

(9)制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、同盟に帰属するものとする。

(10)企画提案書に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

- (1 1) 決定された契約予定者は、プロポーザル実施の結果、最適とした者であるが、会計法令等に基づく契約手続きの完了までは、同盟との契約関係を生じるものではない。
- (1 2) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、同盟と契約予定者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。